

協議第 1 4 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて提出する。

平成 14 年 12 月 11 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

介護保険事業の取扱いについて

被保険者の資格管理等にかかわる事務については、2 町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

要介護認定・要支援認定にかかわる事務

認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は 1 件につき在宅者は 3,000 円、施設入所者は 2,500 円とする。
認定審査会については、新町において 2 合議体とし、委員報酬については合併までに調整し、新町において定める。

保険料の徴収にかかわる事務

第 1 号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。なお、所得段階については、6 段階方式とする。
第 1 号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整する。

平成 年 月 日確認